

仕 様 書

札幌市（以下「委託者」という。）と複合機保守提供者（以下「受託者」という。）とで締結する保守契約の仕様について、次のとおり定める。

（複合機保守契約の趣旨）

- 1 この複合機保守契約は、受託者が複合機保守を提供するに際し、複合機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複合機に必要な消耗品（用紙を除く。）を円滑に供給することにより、委託者がこれに対して複合機保守料金を支払うものとする。

（対象機器及び設置場所）

- 2 対象機器及び設置場所は、次のとおりとする。
 - (1) 対象機器
本体 R I C O H M P 6 0 5 5 S P F
 - (2) 設置場所
北区 保健福祉部 保護一課（北区役所 2 階）
 - (3) 保守（訪問）対応時間
月曜日～金曜日（休日および年末年始を除く） 9：00～17：00

（使用枚数）

- 3 契約期間（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の使用予定枚数は342,000枚（1か月平均28,500枚）とする。
ただし、この予定数量は令和3年度までの実績から算出したものであり、本業務の履行にあたり保証するものではない。

（契約期間）

- 4 契約期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

（複合機の保守及び消耗品の供給）

- 5 受託者は、複合機を常時正常な状態で使用できるように、毎月技術員を派遣して点検及び調整を行わなければならない。
- 6 受託者は、複合機が故障した場合は、委託者の請求により直ちに技術員を派遣して点検及び調整を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。
- 7 受託者の作業の実施は、委託者の就業時間内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施する場合は、委託者受託者協議のうえこれを行うものとする。
- 8 受託者は、受託者の技術員の点検及び調整、または委託者の請求に基づき、出力品質維持のためと受託者が認めたときは、感光体及びデベロッパー等の消耗品を取り替えるものとし、またその他の消耗品で予備手持ち量の不足を知ったときは、当該消耗品を供給するものとする。

（複合機保守料金）

- 9 保守料金は、出力1枚あたりの単価を定める。

(複合機保守料金の支払い)

1 0 複合機保守料金の支払い方法は、次のとおりとする。

- (1) 保守料金は、1 か月間の出力枚数に1枚あたりの単価（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。
- (2) 1 か月間の出力枚数の算出にあたっては、1 か月間の総出力枚数から、受託者の技術員が複合機の点検及び調整のために使用した出力枚数並びに受託者の責めに帰すべき原因により生じた不良出力枚数を控除するものとする。

(その他)

1 1 本業務の履行にあたっては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努め、使用する商品・材料等は、極力環境に配慮したものを使用すること。

【北区保健福祉部保護一課】